

令和2年12月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第78号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	1
議案第79号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第80号 亀山市税外収入金に対する過料及び滞り金に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第81号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第82号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第84号 亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	10

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあり、及び「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ <u>100分の130</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u> _____」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第44条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>_____」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第44条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の130</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあり、及び「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170 _____」とする。</p>

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当該規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____ _____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当該規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)_中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____ _____ _年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当該規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____ _____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当該規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_(<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____ _____<u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p>

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>5 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中において は、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u> における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>5 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）</u>中において は、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u> における<u>特例基準割合</u>に _____ 年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
給水区域	給水人口	1日最大給水量	給水区域	給水人口	1日最大給水量
アイリス町、市ヶ坂町、上野町、江ヶ室一丁目、江ヶ室二丁目、小野町、海本町、亀田町、北鹿島町、北野町、北町、北山町、小下町、栄町、渋倉町、住山町、関ヶ丘、関町泉ヶ丘、関町会下、関町中町、関町富士ハイツ、太岡寺町、高塚町、田村町、長明寺町、椿世町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神町、中屋敷町、西町、西丸町、能褒野町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目、羽若町、東台町、東町一丁目、東町二丁目、東丸町、東御幸町、布気町、太森町、本町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本丸町、みずきが丘、みずほ台、みどり町、南鹿島町、南崎町、南野町、御幸町及	49,500人	31,500立方メートル	アイリス町、市ヶ坂町、上野町、江ヶ室一丁目、江ヶ室二丁目、小野町、海本町、亀田町、北鹿島町、北野町、北町、北山町、小下町、栄町、渋倉町、住山町、関ヶ丘、関町泉ヶ丘、関町会下、関町中町、関町富士ハイツ、太岡寺町、高塚町、田村町、長明寺町、椿世町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神町、中屋敷町、西町、西丸町、能褒野町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目、羽若町、東台町、東町一丁目、東町二丁目、東丸町、東御幸町、布気町、太森町、本町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本丸町、みずきが丘、みずほ台、みどり町、南鹿島町、南崎町、南野町、御幸町及	49,700人	30,900立方メートル

び若山町並びに安坂山町、安知本町、阿野田町、井尻町、井田川町、小川町、加太板屋、加太市場、加太梶ヶ坂、加太北在家、加太神武、加太中在家、加太向井、川合町、川崎町、楠平尾町、木下町、下庄町、白木町、菅内町、関町市瀬、関町越川、関町小野、関町金場、関町久我、関町沓掛、関町木崎、関町坂下、関町白木一色、関町新所、関町萩原、関町福德、関町古厩、関町鷺山、田茂町、中庄町、野村町、両尾町、辺法寺町、三寺町、山下町、和賀町及び和田町の一部

び若山町並びに安坂山町、安知本町、阿野田町、井尻町、井田川町、小川町、加太板屋、加太市場、加太梶ヶ坂、加太北在家、加太神武、加太中在家、加太向井、川合町、川崎町、楠平尾町、木下町、下庄町、白木町、菅内町、関町市瀬、関町越川、関町小野、関町金場、関町久我、関町沓掛、関町木崎、関町坂下、関町白木一色、関町新所、関町萩原、関町福德、関町古厩、関町鷺山、田茂町、中庄町、野村町、両尾町、辺法寺町、三寺町、山下町、和賀町及び和田町の一部

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに第64条第14号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号イ、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに第64条第13号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号イ、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、_____ <u>電気を動力源とする自動車等</u>（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車_____をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>5.0キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) ～ (4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等
との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合
には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等
が確実に接続されて
いない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等
の接続部に電圧が印
加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講
ずること。

(8) ～ (12) (略)

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための
部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不
時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分
な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、
当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を
与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために

(1) ～ (3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車
等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合
には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されて
いない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印
加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講
ずること。

(7) ～ (11) (略)

用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。_____

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 及び (18) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらか

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 及び (14) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらか

じめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) ~ (12) (略)

(13) 急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)

(14) ~ (17) (略)

(18) 水素ガスを充填する 気球

じめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) ~ (12) (略)

(13) ~ (16) (略)

(17) 水素ガスを充てんする気球